

令和5年度 保育認定(2号・3号認定)子どもの利用者負担(保育料)

年齢区分及び階層区分		3歳未満児		3歳児以上	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1階層	生活保護世帯	0	0	0	0
第2階層	市町村民税 非課税世帯	0	0	0	0
第3階層	所得割課税額 48,600円未満	15,600	15,440	0	0
第4階層	所得割課税額 48,600円以上 97,000円未満	24,000	23,680	0	0
第5階層	所得割課税額 97,000円以上 169,000円未満	35,600	35,120	0	0
第6階層	所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満	48,800	48,080	0	0
第7階層	所得割課税額 301,000円以上	64,000	63,040	0	0

第2階層 (特例)	市町村民税 非課税世帯のうち ひとり親家庭等※	0	0	0	0
第3階層 (特例)	所得割課税額 48,600円未満のうち ひとり親家庭等※	7,200	7,100	0	0
第4階層 (特例)	市町村民税 48,600円以上 77,101円未満のうち ひとり親家庭等※	7,200	7,100	0	0

(※) ひとり親世帯等：教育・保育給付認定保護者又は教育・保育給付認定保護者と同一の世帯の属するものが次に該当する世帯(在宅の者に限る)母子及び父子、寡婦福祉法による配偶者のないで児童を扶養している、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金の障害基礎年金の受給者

【保育料の算定方法】

保育料の額は4月から8月までは令和4年度分、9月から3月まで令和5年度分の市町村民税額を基に決定します。

市町村民税均等割のみ課税されている世帯の区分は、第3階層となります。

階層区分認定の基礎となる課税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、

配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除等の適用はありません。

【多子世帯の軽減】

市町村民税所得割額が57,700円以上の世帯は、同一世帯から2人以上の小学校就学前の子どもが、保育所等(※)を利用している場合、2子目は半額、3子目以降は無料となります。

市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯は、扶養している小学生以上の子どもを含めて2子目は半額、3子目以降は無料となります。

市町村民税額が非課税の世帯は、扶養している小学生以上の子どもを含めて2子目以降は無料となります。

ただし、上の子どもの年齢、勤務状況により軽減対象とならない場合があります。

(※) 保育所等：保育所、幼稚園(学校教育法の規定による。未就園児預かり保育を利用している満3歳未満児童は対象外)、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、企業主導型保育事業所 ※届出保育施設(認可外保育施設)は除く。

【ひとり親世帯等の軽減】

ひとり親世帯等のうち、第2階層の世帯は無料、第3階層の世帯及び第4階層の世帯のうち市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯は扶養している小学生以上の子どもを含めて2子目以降は無料となります。

ただし、上の子どもの年齢、勤務状況により軽減対象とならない場合があります。